

令和 7 年 6 月

城南衛生管理組合議会臨時会

会 議 録

第 1 号

( 6 月 1 4 日 )

# 令和7年6月城南衛生管理組合議会臨時会会議録

令和7年6月14日

午前10時 開議

## 1 出席議員

|       |    |
|-------|----|
| 大野裕美  | 議員 |
| 鷹野雅生  | 議員 |
| 田邊晴美  | 議員 |
| 中村正公  | 議員 |
| 上野雅央  | 議員 |
| 山本精   | 議員 |
| 岡田久雄  | 議員 |
| 谷田健治  | 議員 |
| 澤田扶美子 | 議員 |
| 田中智之  | 議員 |
| 並木英仁  | 議員 |
| 本城隆志  | 議員 |
| 岩田芳一  | 議員 |
| 田井稔   | 議員 |
| 稲吉道夫  | 議員 |
| 坂本優子  | 議員 |
| 関谷智子  | 議員 |
| 西川友康  | 議員 |
| 西川康史  | 議員 |
| 藤田智晴  | 議員 |
| 堀明人   | 議員 |
| 松峯茂   | 議員 |

## 2 説明のため出席した者

|      |        |
|------|--------|
| 松村淳子 | 管理者    |
| 奥田敏晴 | 副管理者   |
| 川田翔子 | 副管理者   |
| 信貴康孝 | 副管理者   |
| 勝谷聡一 | 副管理者   |
| 西島寛道 | 副管理者   |
| 野村賢治 | 専任副管理者 |
| 山本晃治 | 総務部長   |
| 川島修啓 | 施設部長   |
| 橋本哲也 | 総務部次長  |

|         |             |
|---------|-------------|
| 池 本 篤 史 | 施設部次長       |
| 山 内 皇太郎 | 施設部次長       |
| 親 見 善 人 | 会計管理者       |
| 馬 渕 武 志 | 総務課長        |
| 五十嵐 正 和 | 循環型社会推進課長   |
| 別 所 尚 紀 | 広報協働課長      |
| 川 戸 辰 也 | 施設課長        |
| 長 野 満佐志 | 施設課担当課長     |
| 山 田 貴 士 | 業務課長        |
| 角 田 賢 祐 | グリーンヒル三郷山所長 |

### 3 職務のため議場に出席した職員

竹 嶋 仁 志 議会事務局長

### 4 議事日程（第1号）

|            |           |
|------------|-----------|
| 日程第 1      | 諸報告について   |
| 日程第 2 選第1号 | 議長の選挙について |

### 5 議事日程（第1号の2）

|             |                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 選第2号  | 副議長の選挙について                                                   |
| 日程第 2       | 議席の指定について                                                    |
| 日程第 3       | 会議録署名議員の指名について                                               |
| 日程第 4       | 会期の決定について                                                    |
| 日程第 5       | 議会運営委員会委員の選任について                                             |
| 日程第 6       | 常任委員会委員の選任について                                               |
| 日程第 7 議案第9号 | 城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 追加日程 議案第10号 | 監査委員の選任同意を求めるについて                                            |
| 日程第 8       | 諸報告について                                                      |

### 6 会議に付議した事件

第1号日程第1、2、第1号の2日程第1～日程第7、追加日程、日程第8

午前10時00分 開会

○竹嶋仁志議会事務局長 おはようございます。

本日招集されました令和7年6月臨時会は、宇治市議会、城陽市議会、八幡市議会、久御山町議会において組合議員の改選が行われまして、最初の議会であります。その結果、正副議長が欠員となっております。

つきましては、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員により臨時に議長の職務を行っていただきます。出席議員の中で、城陽市選出の澤田扶美子議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

澤田議員、議長席に着席願います。

(澤田扶美子議員、議長席に着席)

○澤田扶美子臨時議長 おはようございます。

ただ今ご紹介をいただきました城陽市議会選出の澤田扶美子でございます。

地方自治法第107条の規定により、年長のゆえをもちまして臨時議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

会議前の連絡事項についてご報告申し上げます。

本日の議会に、報道機関より傍聴及び写真撮影の申し入れがありましたので、臨時議長においてこれを許可しております。

城陽市の本城議員より遅刻の届出がございましたので、受理しております。

ただ今の出席議員数は21名でございます。

これより令和7年6月城南衛生管理組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

なお、開会に当たり、管理者より挨拶の申し出がありますので、これをお受けいたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、令和7年6月城南衛生管理組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公務ご多忙の中にもかわりませず、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびは当組合を構成いたします市町のうち、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町で議会の議員役員改選が行われ、3市1町選出の組合議員の改選も併せて行われたところでございます。この改選に伴いまして、本日の臨時会では組合議会の新しい体制を整えられることと存じます。改選後、初めての議会でもございますので、ここで私ども理事者の執行体制をご紹介申し上げます。

私は、管理者を仰せつかっております宇治市長の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、議員の皆様方から見られまして、私の右側、城陽市長の奥田副管理者でございます。

○奥田敏晴副管理者 奥田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 久御山町長の信貴副管理者でございます。

○信貴康孝副管理者 信貴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 井手町長の西島副管理者でございます。

○西島寛道副管理者 西島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 次に、議員の皆様方から議長席に向かって左側、八幡市長の川田副管理者でございます。

○川田翔子副管理者 川田でございます。よろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 宇治田原町長の勝谷副管理者でございます。

○勝谷聡一副管理者 勝谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 また、理事者席の後列、私の後ろの席には、野村専任副管理者でございます。

○野村賢治専任副管理者 野村です。よろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 次に、山本総務部長でございます。

○山本晃治総務部長 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 川島施設部長でございます。

○川島修啓施設部長 川島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 橋本総務部次長でございます。

○橋本哲也総務部次長 橋本です。よろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 池本施設部次長でございます。

○池本篤史施設部次長 池本でございます。よろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 山内施設部次長でございます。

○山内皇太郎施設部次長 山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 親見会計管理者でございます。

○親見善人会計管理者 親見です。よろしくお願いいたします。

○松村淳子管理者 また、理事者席の後列には、本組合の所属長を出席させております。

(所属長一同起立、一礼)

○松村淳子管理者 今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○澤田扶美子臨時議長 ありがとうございます。

#### 日程第1 諸報告について

○澤田扶美子臨時議長 では日程第1、諸報告を行います。

八幡市議会選出の奥村順一議員、田邊晴美議員、中村正公議員、福田佐世子議員、城陽市議会選出の奥村文浩議員、語堂辰文議員、田中智之議員、宮園智子議員、久御山町議会選出の塚本五三蔵議員、辻徹議員、宇治市議会選出の岡本里美議員、角谷陽平議員、徳永未来議員、中村麻伊子議員、山崎匡議員から、それぞれ辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により許可されましたのでご報告を申し上げます。

次に、八幡市議会選出の大野裕美議員、鷹野雅生議員、田邊晴美議員、中村正公議員、城陽市議会選出の田中智之議員、並木英仁議員、本城隆志議員、私、澤田扶美子、久御山町議会選出の岩田芳一議員、田井稔議員、宇治市議会選出の坂本優子議員、関谷智子議員、西川友康議員、西川康史議員、堀明人議員が当選されましたので、ご報告を申し上げます。改選議員につきましては、お手元に議員名簿を配付しておりますので、ご覧おきます。

お諮りいたします。

このたびの改選におきまして、3市1町の選出議員におかれましては、本日の初議会を迎えられたわけでございますが、初対面の方も少なくないようでございますので、この際、議員各位の自己紹介をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤田扶美子臨時議長 ご異議がないようですので、八幡市の大野議員から順番に自己紹介をお願いいたします。

- 大野裕美議員 八幡市議会議員の大野裕美と申します。よろしくお願いいたします。
- 鷹野雅生議員 八幡市議会議員の鷹野雅生と申します。よろしくお願いいたします。
- 田邊晴美議員 八幡市議会議員の田邊晴美と申します。よろしくお願いいたします。
- 中村正公議員 八幡市の中村正公と申します。よろしくお願いいたします。
- 上野雅央議員 宇治田原町の上野雅央でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山本 精議員 同じく宇治田原町の山本精です。どうかよろしくお願いいたします。
- 岡田久雄議員 井手町の岡田久雄です。どうかよろしくお願いいたします。
- 谷田健治議員 同じく井手町の谷田健治です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中智之議員 城陽市議会議員の田中智之でございます。よろしくお願いいたします。
- 並木英仁議員 城陽市の並木英仁です。よろしくお願いいたします。
- 岩田芳一議員 久御山町議会議員の岩田芳一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 田井 稔議員 同じく久御山町議会の田井稔でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 稲吉道夫議員 宇治市議会議員の稲吉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 坂本優子議員 同じく宇治市議会議員の坂本優子です。よろしくお願いいたします。
- 関谷智子議員 同じく宇治市議会議員の関谷智子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 西川友康議員 同じく宇治市議会議員の西川友康です。よろしくお願いいたします。
- 西川康史議員 同じく宇治市議会議員の西川康史でございます。よろしくお願いいたします。

○藤田智晴議員 同じく宇治市議会議員の藤田智晴です。よろしくお願いいたします。

○堀 明人議員 同じく宇治市議会議員の堀でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松峯 茂議員 松峯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○澤田扶美子臨時議長 ありがとうございます。

なお、私の左側には議会事務局職員が出席いたしております。

事務局長の竹嶋でございます。

○竹嶋仁志議会事務局長 竹嶋でございます。よろしくお願いいたします。

#### 日程第2 選第1号 議長の選挙について

○澤田扶美子臨時議長 では、日程第2、選第1号、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤田扶美子臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤田扶美子臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に堀明人議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今臨時議長において指名いたしました堀明人議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤田扶美子臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました堀明人

議員が議長に当選されました。

ただ今議長に当選されました堀明人議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

堀明人議長、挨拶をお願いいたします。

○堀 明人議長（登壇） おはようございます。宇治市議会議員の堀明人でございます。議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

ただ今、議員の皆様方のご推挙を賜り、歴史と伝統ある城南衛生管理組合議会の議長を仰せつかることになりました。心より光栄に存じますとともに、その責務の重大さに身の引き締まる思いでございます。

ここに皆様方のご推挙を賜りました以上は、管内35万人の住民の環境行政を預かる議会の議長として、円滑な議会の運営と環境行政の推進に向け、甚だ微力でございますけれども、全力を傾注してまいりたいと存じます。

議員の皆様、また、松村管理者をはじめ各副管理者の皆様方、当局並びに関係各位のご指導、ご協力を心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○澤田扶美子臨時議長 ありがとうございます。

皆様方のご協力によりまして、無事この任務を全うすることができました。心から御礼を申し上げまして、降壇の挨拶とさせていただきます。

それでは、堀明人議長、議長席にお着き願います。

（堀明人議員、議長席に着席）

○堀 明人議長 それでは、よろしくお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

議事日程第1号の2を配付願います。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○堀 明人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議事日程第1号の2により議事を進めます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、これより議事日程第1号の2により議事を進めます。

日程第1 選第2号 副議長の選挙について

○堀 明人議長 日程第1、選第2号、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に澤田扶美子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました澤田扶美子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました澤田扶美子議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました澤田扶美子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

澤田扶美子副議長、ご挨拶をお願いいたします。

○澤田扶美子副議長(登壇) ただ今、堀議長からご報告がございましたように、図らずも私、皆様方のご推挙によりまして、副議長に就任をさせていただくこととなりました。身に余る光栄と、心から厚く御礼を申し上げます。

皆様方のご指導とご厚情のもと、城南衛生管理組合議会の議長を補佐し、また、円滑な議会の運営に微力ながら努力をしていく所存でございます。

今後とも、よろしくご指導・ご鞭撻をお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○堀 明人議長 ありがとうございました。

## 日程第2 議席の指定について

○堀 明人議長 次に日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において、ただ今ご着席の仮議席のとおり指定をいたします。

## 日程第3 会議録署名議員の指名について

○堀 明人議長 次に日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、10番、田中智之議員、17番、関谷智子議員を指名いたします。

## 日程第4 会期の決定について

○堀 明人議長 次に日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日の1日間と決定をいたしました。

## 日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○堀 明人議長 次に日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

現在、欠員となっております議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、田邊晴美議員、本城隆志議員、岩田芳一議員、稲吉道夫議員、松峯茂議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することと決定いたしました。

ただ今選任いたしました5人の議会運営委員会委員を含む議会運営委員会委員の方は、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長互選及び今期臨時会の運営について、ご協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前１０時２１分 休憩

午前１０時３６分 再開

○堀 明人議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会におきまして、委員長互選の結果、委員長に岩田芳一議員が、また、副委員長には松峯茂議員が当選されましたので、ご報告をいたします。

#### 日程第６ 常任委員会委員の選任について

○堀 明人議長 次に、日程第６、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

現在、欠員となっております常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第４条第１項の規定により、総務常任委員会委員には鷹野雅生議員、田邊晴美議員、澤田扶美子議員、田中智之議員、岩田芳一議員、稲吉道夫議員、西川友康議員、藤田智晴議員、堀明人。廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員には、大野裕美議員、中村正公議員、並木英仁議員、本城隆志議員、田井稔議員、坂本優子議員、関谷智子議員、西川康史議員、松峯茂議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました議員を各常任委員会委員に選任することと決定いたしました。

ただ今選任されました委員を含む各常任委員会委員の方は、休憩中に常任委員会を開いていただき、副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前１０時３８分 休憩

午前１０時５２分 再開

○堀 明人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました各常任委員会におきまして、副委員長互選の結果、総務常任委員会副委員長に田邊晴美議員が、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会副委員長に並木英仁議員が当選されましたので、ご報告いたします。

#### 日程第７ 議案第９号 城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するに

ついて

○堀 明人議長 次に日程第7、議案第9号、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第9号、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第9号の参考資料をご覧ください。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、（1）城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うものでございます。

また、（2）職員の育児休業等に関する条例につきましては、部分休業制度を拡充するものでございます。

3、施行期日につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日、令和7年10月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀 明人議長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○堀 明人議長 これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○堀 明人議長 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

○堀 明人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付いたしました議案第10号、監査委員の選任同意を求めるについて、同意を求める件が管理者から提出をされました。

お諮りいたします。

この際、日程に追加し、議案第10号、監査委員の選任同意を求めるについてを直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号、監査委員の選任同意を求めるについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程 議案第10号 監査委員の選任同意を求めるについて

○堀 明人議長 これより議案第10号、監査委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。

鷹野雅生議員、ご退席をお願いいたします。

(鷹野雅生議員、退席)

○堀 明人議長 提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第10号、監査委員の選任同意を求めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、城南衛生管理組合議会議員の改選に伴いまして欠員となっております議会選出の監査委員として、鷹野雅生議員を選任いたしたく、本組合同約第11条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるためのものがございます。

ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○堀 明人議長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 堀 明人議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより、議案第10号を採決いたします。  
本議案は、これを同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 堀 明人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、これを同意することと決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

(鷹野雅生議員、入場)

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

- 堀 明人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
鷹野雅生議員にご報告申し上げます。全会一致にて監査委員に選任同意されましたので、報告をいたします。  
鷹野議員。

- 鷹野雅生議員 どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

#### 日程第8 諸報告について

- 堀 明人議長 次に日程第8、諸報告を行います。  
城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果3件につきましては、その報告書の写しを、また、繰越明許費繰越計算書につきまして、資料をお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。  
以上で、今臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。  
これをもちまして、令和7年6月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会いたします。  
なお、閉会に当たり、管理者から挨拶の申し出がございますので、これをお受けいたします。  
松村管理者。

- 松村淳子管理者(登壇) 令和7年6月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本臨時会におきまして、堀議長、澤田副議長を選出されますとともに、議会運営委員

会及び常任委員会の構成を決定され、また、本日提案をいたしました監査委員の選任のほか、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてもご可決を賜り、誠にありがとうございました。

本日ここに、新たな議会構成を整えられ、閉会の運びとなりましたが、組合運営につきましては、議員各位の更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本組合は、昭和40年に、し尿に続きごみの共同処理を開始して以来、令和7年には60周年という大きな節目を迎えますが、引き続き安心・安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、循環型社会の構築に向けた事業の推進の3つの基本方針を柱に、構成市町と連携・協同いたしまして、安心・安全な廃棄物処理事業の推進に万全を期し、住民の皆様の安心と信頼がより一層得られますよう、さらに努力してまいります。

結びに当たりまして、時節柄、気候も不順となってまいりますので、ご自愛いただきますとともに、益々のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○堀 明人議長 どうもありがとうございました。

では皆様、お疲れさまでございました。どうぞ2年間よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長      堀   明人

副議長      澤田 扶美子

議 員      田中 智之

議 員      関谷 智子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長

副議長

議 員

議 員

## 参 考 資 料

## 議決議案

## 議案第9号

城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年6月14日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 3 7 年城南衛生管理組合条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 現行                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <u>（配偶者等が介護を必要とする状態に至った職員に対する意向確認等）</u>                                                                                                                                                                                                |
|     | 第 8 条の 2 <u>任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u> 、 <u>父、母、子、配偶者の父母その他規則で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条に</u> |

| 改正後                                                                         | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第9条の2 任命権者は、職員の育</u></p> | <p><u>において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第8条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現行 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p><u>児休業等に関する条例（平成４年城南衛生管理組合条例第８号。以下「育児休業条例」という。）第１２条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条第１項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（１） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（２） 出生時両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（３） 育児休業条例第１２条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資</u></p> |    |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p><u>する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（１）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（２）育児期両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（３）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> |    |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現行 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状態に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p>第9条の3 <u>任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、<u>父、母、子、配偶者の父母その他規則で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員に対して、当</u></p> |    |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p><u>該職員が40歳に達した日の属する一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第9条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> |    |

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年城南衛生管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後                     | 現行                      |
|-------------------------|-------------------------|
| （育児休業の承認の取消 <u>事由</u> ） | （育児休業の承認の取消 <u>理由</u> ） |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 5 条 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）とする。</p> <p>（<u>第 1 号部分休業</u>の承認）</p> <p>第 9 条 <u>育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第 1 号部分</u></p> | <p>第 5 条 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。</p> <p>（<u>部分休業</u>の承認）</p> <p>第 9 条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現行                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <p>休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があった</u></p> | <p>承認については、1日につき、当該非常勤職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p><u>とき 当該残時間数</u><br/> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u><br/> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u><br/> <u>(1) 非常勤職員以外の職員</u><br/> <u>77時間30分</u><br/> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u><br/> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入</u></p> |    |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現行                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第１０条 職員が<u>育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１２条又は会計年度条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１６条又は会計年度条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>（部分休業の承認の取消<u>事由</u>）</p> <p>第１１条 <u>育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は</u></p> | <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第１０条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１２条又は会計年度条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１６条又は会計年度条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>（部分休業の承認の取消<u>理由</u>）</p> <p>第１１条 <u>第５条の規定は、部分休業について準用する。</u></p> |

| 改正後                | 現行 |
|--------------------|----|
| 、職員が第3項変更をしたときとする。 |    |

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇に関する条例第9条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

## 提 案 理 由

地 方 公 務 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す  
る 法 律 の 施 行 に 伴 い 、 所 要 の 改 正 を 行 う た め 、 本 案 を 提  
案 す る も の で あ り ま す 。

議案第10号

監査委員の選任同意を求めるについて

下記の者を監査委員に選任いたしたく、城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年6月14日提出

城南衛生管理組合

管理者 松村 淳子

記

城南衛生管理組合議会議員

たか鷹 の野 まさ雅 お生

## 提 案 理 由

議 会 議 員 の う ち か ら 選 任 す る 監 査 委 員 が 欠 員 と な っ た  
た め 、 城 南 衛 生 管 理 組 合 規 約 第 1 1 条 第 2 項 の 規 定 に よ  
り 、 本 組 合 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て 、 議 会 の 同 意 を 求 め  
る も の で あ り ま す 。